代表者　石田義秋
代表者　武藤利夫
当會人　海水衛護
　　　　土井直作

左記

一、番西和良は復転せざること
二、運転手及車掌の勤務時間は従来の例に非番出勤は出来得る限り減じ
　　尚月二回の公休を與ふること
三、従来の皆勤賞事故手当を改め皆勤手当とす
　　但し其の支給額は壱ヶ月金八円とす
四、賞事故手当を設定す。但し参ヶ月間賞事故に対し金参円とす
五、収入歩合を廃し哩歩合制度を設定す
六、指車係は運転手免状を有する者を採用する主旨にするも直ちに実施
　　ること困難なるに付将来考慮するものとす
七、車輌部に於ける徹夜勤務の時間外手当は現在よりも一歩増とす
八、車輌部助手の勤務時間を一日平均拾時間とすること
九、車輌部は晝休時間中は原則として作業させざること
十、車掌監督は将来車掌中より採用すること
十一、車掌に対しては学力程度に依る初任給に差別を附せざること
十二、車掌及運転手の最低日給制は現在の状態に於ては為せざること
十三、車掌及運転手の昇給は現在の状態に於ては認め難き一般従業員状態に順慣らして適当に考慮すること
十四、年功手当は認めざること、
十五、争議中に於ける日給は本社の社員の一を支給すること但し立替金は欠勤とせざること
十六、会社は争議費用として金五百円を交付すること
十七、以上

昭和六年九月二十六日

警視第四二六六號

内務大臣　安達謙藏殿
社會局長官殿
各府縣知事殿

警視總監　高橋守雄

6. 9. 29
3071

陽国川機船株式會社等働争議ニ関スル件（送生）

要旨
標記會社ニ於テハ本年七月船舶衝突ニ依ル損害額ノ一部ヲ船長ニ負担セシメタルヲ不當トシ従業員四十二名ハ本月二十三日罷船シ罷業ヲ決行セリ
標記會社ニ於テハ船舶衝突ニ依ル損害ノ一部ヲ船長情近松五郎ニ負担セシメタルヲ不當トシ従業員代表ハ會社ニ對シ取消ヲ要求シタルニ之ヲ拒絶シタル為メ本月二十三日罷船シ罷業ヲ為シ